

諮問書

佐市環政第216号

令和2年7月15日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明 様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

東よか干潟ビジターセンターへの防犯カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 諮問理由

東よか干潟ビジターセンター（以下「センター」という。）は、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の「自然環境を保全し、その価値や魅力を未来につなげる」ことをコンセプトとし、環境保全、学習・交流、ワイズユース（賢明な利用）の推進を目的として設置するものである。

センター内では、東よか干潟の成り立ちや生き物に関する展示などを無料で楽しみ、展望棟からは東よか干潟や佐賀平野の絶景を見ることができることから、観光誘客、子供たちの環境学習、様々な団体の交流の場として不特定多数の来館者が見込まれる。

しかし、職員数は限られており、センター内の監視が常時出来る訳ではない。

また、周囲には民家等がなく、夜間は無人となり犯罪の危険性が高まることとなる。

このため、利用者の安全確保並びに建物や展示物等の破損、盗難等の防止を目的として防犯カメラを設置する。

3 所管課

環境政策課

4 管理者

環境政策課長

5 設置時期

令和2年 9月

6 防犯カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- ・ センター室内（展望棟含む）に4台、外部に3台、計7台の防犯カメラを設置する。

- ・ ビジターセンター内の事務室にモニター及び記録装置（レコーダー）を設置する。

(2) 撮影する画像及び保存方法

- ・ 防犯カメラは常時稼働し、画像を撮影する。
- ・ 撮影データは保存専用レコーダーに記録し、2週間保存する。
- ・ 記録後2週間を経過したデータは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
- ・ 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(3) 掲示

- ・ 施設入口及び防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(4) その他

- ・ 「東よか干潟ビジターセンター防犯カメラ運用基準」を定め、防犯カメラ及び画像データを適正に取り扱う。

7 画像データの外部提供

画像データの外部提供は、佐賀市個人情報保護条例及び東よか干潟ビジターセンター防犯カメラ運用基準に基づき取り扱う。

具体的には刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき告発を行う場合や、同法第197条第2項の規定に基づく捜査機関等からの照会があった場合等が想定される。

外部提供に当たっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の外部記録媒体の返却の条件を付するものとする。

東よか干潟ビジターセンター防犯カメラ運用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、東よか干潟ビジターセンター（以下「センター」という。）の利用者の安全確保及び施設・設備等の破損・盗難等の防止を目的として設置する防犯カメラ及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて必要な事項を定める。

（防犯カメラの設置）

第2条 防犯カメラをセンターに設置する。

2 防犯カメラを設置した場所には、防犯カメラが作動中であることを表示する。

（防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者）

第3条 防犯カメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は環境政策課長とし、防犯カメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針を決定する。

3 取扱者は環境政策課自然環境係長とし、次に掲げる事務を担う。

（1）管理者を補佐すること。

（2）記録装置の鍵を管理し、及びその使用状況を鍵使用管理簿（別記様式）に記録すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、防犯カメラ及び画像データの適正な管理のために必要であると管理者が認めること。

4 防犯カメラ及び画像データの操作は、管理者及び取扱者並びに管理者が指定する者（第5条において「管理者等」という。）のみが行うことができる。

第4条 防犯カメラは、常時稼働して画像を撮影し、画像データを記録装置内蔵記録媒体に2週間保存するものとする。

2 記録装置は、盗難防止の措置を施し、事務室に設置する。

3 画像データは、内部記録媒体に記録されて2週間経過した後、記録装置の自動上書き機能により上書きする。

4 画像データは、撮影時の状態で保存するものとし、これを加工してはならない。

（画像データの提供等の制限）

第5条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）第8条第1項各号に該当する場合を除くほか、管理者等以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

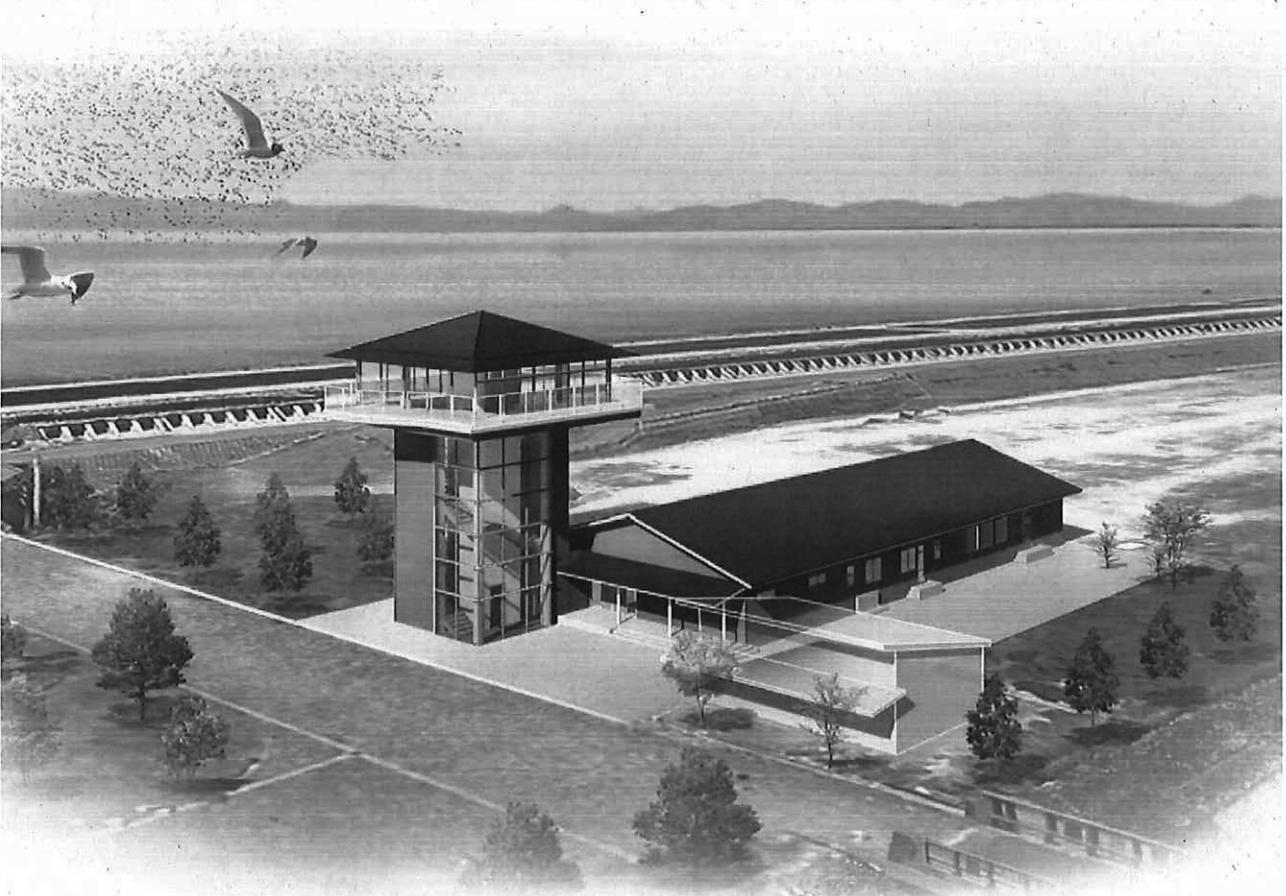
（委任）

第6条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」



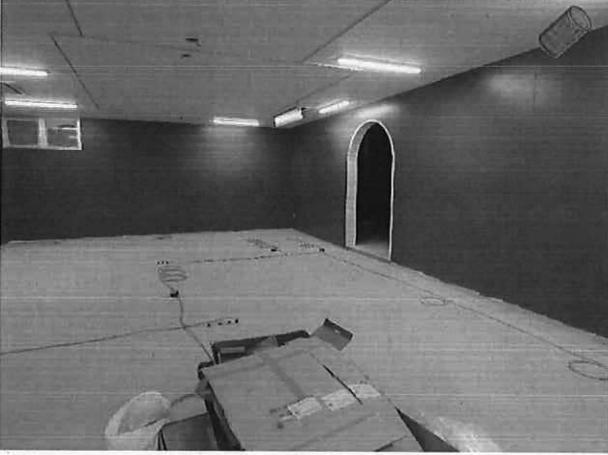
①全方位カメラ



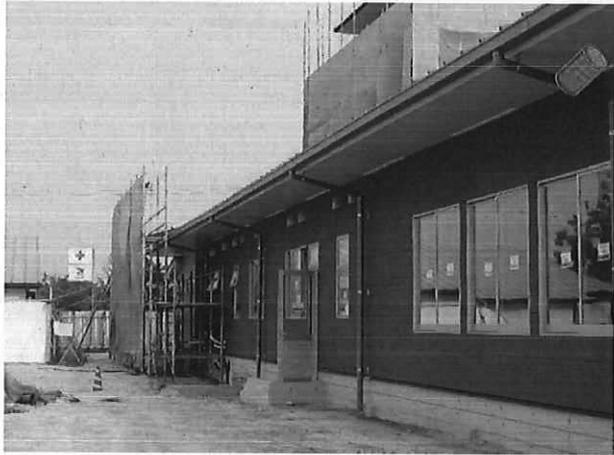
①全方位カメラ



②ドーム型カメラ



③バレット型カメラ



④バレット型カメラ



⑤バレット型カメラ



⑥ドーム型カメラ



⑦ドーム型カメラ

